

敬老祭

9月5日(金) 9時30分～
訓子府町公民館

町では、9月15日の「敬老の日」を前に、9月5日(金)9時30分から町公民館で敬老祭を開催します。敬老祭は、今年で63回目を迎えました。8月号広報でもご案内しましたように踊りや歌の余興とオードブルなどの料理で、対象者の皆さんをお祝いさせていただきます。

招待者につきましては会場の広さにも制限があることから、新規対象者(数え年75歳)、喜寿(数え年77歳)、傘寿(数え年80歳)、半寿(数え年81歳)、数え年84歳、米寿(数え年88歳)、卒寿(数え年90歳)、珍寿(数え年95歳)、白寿(数え年99歳)、100歳以上の方にご案内しています。

招待者については、男性207人、女性250人の合わせて457人です。(8月25日現在)

町からは、米寿、卒寿を迎える方に記念品を贈ります。

くねっぶ静寿園に入所されている方については、9月12日(金)に静寿園で開催される敬老会でお祝いします。

457人の高齢者をご招待

敬老祭対象者数 (人)

内 訳	男性	女性	計
招待者総数	207	250	457
新規対象者数	36	41	77
喜寿対象者数	41	34	75
傘寿対象者数	33	38	71
半寿対象者数	32	36	68
84歳対象者数	30	33	63
米寿対象者数	15	28	43
卒寿対象者数	16	27	43
珍寿対象者数	0	8	8
白寿対象者数	1	1	2
100歳以上対象者数	3	4	7

静寿園敬老会対象者数 (人)

内 訳	男性	女性	計
招待者総数	7	9	16
新規対象者数	0	0	0
喜寿対象者数	0	0	0
傘寿対象者数	1	1	2
半寿対象者数	1	1	2
84歳対象者数	1	0	1
米寿対象者数	2	2	4
卒寿対象者数	1	1	2
珍寿対象者数	1	3	4
白寿対象者数	0	0	0
100歳以上対象者数	0	1	1

いつまでも
お元気で



第63回敬老祭地区別招待者数 (人)

地区	男性	女性	計	地区	男性	女性	計
東幸町	22	15	37	協成	1	1	2
西幸町	12	11	23	開盛	1	3	4
東町	18	27	45	美園	1	0	1
元町	2	2	4	常盤	0	0	0
旭町	10	12	22	豊坂	2	5	7
大町	4	6	10	清住	5	2	7
仲町	5	3	8	西富	6	6	12
栄町	5	11	16	北栄	3	7	10
若富町	16	15	31	駒里	3	3	6
若葉町	6	10	16	弥生	5	5	10
末広町	13	19	32	福野	8	9	17
日出町	10	8	18	高園	5	7	12
小計	123	139	262	ケアハウス	2	6	8
穂波	12	14	26	はるる	1	3	4
柏丘	8	13	21	小計	84	111	195
日出	9	8	17	合計	207	250	457
大谷	2	6	8	静寿園	7	9	16
実郷	8	7	15	全合計	214	259	473
緑丘	2	6	8				

■問合せ 福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555・総合福祉センター 窓口7番)

農業委員会会長に 清井敏行さん(西富)

改選後初の農業委員会が、7月28日に開催され、会長などが次のとおり決まりました。

会長
清井敏行さん(西富)



会長職務代理者
水留栄吉さん(福野)



■あっせん審議会

○会長

坂本 稔さん(柏丘)

○副会長

椿 勝美さん(日出)

2団体が 採択対象事業に 決定しました

町民税1%を活用した平成26年度の「地域活性化チャレンジ事業」の対象事業が決まりました。

下表の2団体で、7月22日に菊池町長が各団体の代表に採択決定通知書を手渡しました。



事業名	申請団体(代表者)	事業内容
「紫式部」による加工製品開発事業	特定非営利活動法人福祉サポート きらきら本舗 (理事長 後藤武男)	安全・安心のシソ飲料「紫式部」の販売促進と障がいを持つ人の就労の場の創出
スノーマーチ販売促進事業	訓子府町馬鈴薯耕作組合 (組合長 西森孝広)	病害虫に強いじゃがいもの新しい品種「スノーマーチ」を積極的にPRし、農業の活性化を図る

地域活性化
チャレンジ事業

ご確認ください！ 戸籍(除籍)の交付請求をするとき

戸(除)籍の交付請求をすることのできる方は、法令により次のとおり定められています。
ご家族でも次に該当しない方には交付することができませんのでご注意ください。

なお、交付請求することができる方から依頼を受けた代理人による請求もできますが、その際には必ず委任状が必要です。委任状の用紙は町民課でお渡ししているほか、町のホームページからダウンロードすることもできます。

- 請求のできる方(いずれかに該当する方)
- ①戸(除)籍に記載されている方とその配偶者
 - ②戸(除)籍に記載されている方の直系にあたる方(父母、祖父母、子、孫など)
 - ③(1)の方に依頼された方(代理人)
⇒委任状が必要です

- 必要なもの(窓口で請求する場合)
- ①必要となる戸籍の「本籍」と「筆頭者氏名」
 - ②本人確認のできる書類

⇒窓口に来られた方のご本人確認をさせていただきます。

○顔写真がついているもの⇒運転免許証など1種類

※顔写真がついていないものがない方
⇒健康保険証、年金手帳(年金証書)、学生証などから2種類

③戸(除)籍に記載されている方との関係の分かるもの

⇒請求のできる方であることを確認させていただきます。本町にある戸(除)籍で確認できないときには、関係の分かる戸籍などをお持ちください。

上記のほかに第三者による戸籍の交付請求する方法もありますが、「請求できる場合」や「請求の際に明らかにすべき事項」などが定められています。直接窓口に来ることができないときの郵送による請求の方法など、詳しくはお問い合わせください。

■問合せ 町民課戸籍年金係
(☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)